

浜松市敬老祝金支給に関する内規

(趣旨)

第1条 長年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため行う敬老祝金（以下「祝金」という。）の支給について必要な事項を定める。

(支給要件)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、当該年度の8月1日時点で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に引き続き4か月以上記録されているもの（以下「受給資格者」という。）に対し、予算の範囲内において、祝金を支給する。

- (1) 88歳の誕生日（その者の誕生日が2月29日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は2月28日であるものとみなす。次号において同じ。）が当該年度の4月2日から翌年度の4月1日までの間にある者
- (2) 100歳の誕生日が当該年度の4月2日から翌年度の4月1日までの間にある者

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に該当する受給資格者 1万円
- (2) 前条第2号に該当する受給資格者 3万円

(支給方法)

第4条 祝金の支給は、市長が別に定める口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(支給時期)

第5条 市長は、当該年度の10月末日までに祝金を贈呈する。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、当該年度の年度末まで贈呈することができるものとする。

(支給の決定)

第6条 祝金の支給の決定は、市長が行う。

(受給資格者が死亡した場合の支給方法)

第7条 受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき祝金で未支払のものがあるときは、次に掲げる遺族であってその者の死亡の当時その者と生計を一にしていたものに支払うことができる。

- (1) 配偶者

- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹
- (7) その他市長が認める者

2 未支払の祝金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とする。

3 前項の場合において、受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支払は、全員に対してしたものとみなす。

(受給資格者が転出した場合の贈呈)

第8条 市長は、受給資格者が当該年度の基準日以降に転出した場合は、第7条中の死亡を転出に読み替えるものとする。

(譲渡等の禁止)

第9条 受給資格者は、祝金を受ける権利を譲渡し、または担保に供してはならない。

(祝金の返還)

第10条 市長は、不正な手段により祝金を受けたものがあるときは、既に支給した額を返還させることができる。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行し、平成15年度の祝金より適用する。

附 則

1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年度に限り、平成17年4月1日から平成17年8月10日まで、本市の住民基本台帳、または外国人登録原票に登録されている者で、昭和3年4月1日から昭和4年4月1日までに生まれた者に10,000円、大正6年4月1日から大正7年4月1日までに生まれた者に30,000円、明治39年4月1日から明治40年4月1日までに生まれた者に50,000円を贈呈するものとする。

3 平成17年度に限り、平成17年4月1日から平成17年6月30日において、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ケ日町、春野町、佐久間町、水窪町および龍山村の住民基本台帳または外国人登録原票に登録され、かつ平成17年7月1日から平成17年8月10日まで、本市の住民基本台帳、または外国人登録原票に登録されている者で、昭和3年4月1日から昭和4年4月1日までに生まれた者に10,000円、大正6年4月1日から大正7年4月1日までに生まれた者に30,000円、

明治39年4月1日から明治40年4月1日までに生まれた者に50,000円を贈呈するものとする。

- 4 平成17年度に限り、平成17年4月1日から平成17年6月30日において、浜北市、舞阪町および雄踏町の住民基本台帳または外国人登録原票に登録され、かつ平成17年7月1日から平成17年8月10日まで、本市の住民基本台帳、または外国人登録原票に登録されている者で、明治38年4月1日から明治39年3月31日までに生まれた者に50,000円を贈呈するものとする。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この内規の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。）に基づき本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されているものに対する改正後の第2条の規定の適用については、当該外国人登録原票に施行日の前日まで引き続き登録されていた期間を同号に規定する期間に通算する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に限り、平成29年4月1日から平成29年8月1日まで、本市の住民基本台帳、または外国人登録原票に登録されており、大正6年4月2日～大正7年4月1日生まれた者で平成28年度に99歳の祝金として30,000円の贈呈を受けた者は、平成29年度に100歳となっても祝金30,000円の贈呈をしないものとする。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。